



## 都市の制度と移譲事務 中核市から政令指定都市へ

本市は、現在、政令指定都市に次いで大きな権限を持つ中核市です。政令指定都市は、さらに県から事務が移譲されるなど、現在の地方自治制度上、最も主体的・自立的な都市の行財政運営ができる制度といえます。

規模別の都市制度には、次のようなものがあります。

### 規模別 都市の制度と移譲事務

( )内数字は全国の市や町村の数(平成19年4月1日現在)

#### 政令指定都市(17)

法令では「人口50万以上」と規定されていますが、静岡市の例から、人口70万程度と見なされています。

・児童相談所の設置 ・指定区間外の国道及び県道の管理 ・小中学校教職員の採用等 に関する事務 ・区役所の設置 等

横浜市  
川崎市

#### 中核市(35)

人口30万～

・保健所の設置 ・身体障害者手帳の交付 ・保育所、特別養護老人ホームなどの設置認可、監督などの福祉行政 ・屋外広告物の条例による設置制限 等

相模原市  
横須賀市

#### 特例市(44)

人口20万～

・開発行為許可など都市計画に関する事務 ・水質汚濁防止など環境保全行政 等

平塚市、茅ヶ崎市  
厚木市、大和市  
小田原市

#### 一般的な市(686)

人口5万～

・生活保護など福祉事務所の事務

藤沢市、秦野市、鎌倉市、座間市  
海老名市、伊勢原市、綾瀬市  
逗子市、三浦市、南足柄市

#### 町村(1,022)

人口5万未満

葉山町、寒川町、大磯町、二宮町  
中井町、大井町、松田町、山北町  
開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町  
愛川町、清川村

合併により人口3万以上となった場合は、特例として市になることが認められています。

神奈川県内の市町村

## 大都市特例を活用したまちづくり

県からの事務移譲や区制の施行、新たな財源等により、現在よりもさらに高度で専門的な行政サービスが行えるようになることは、政令指定都市に移行する大きな効果です。このような大都市の特例を活用したまちづくりは、政令指定都市になって初めて可能となります。

### 県からの事務移譲(事務配分上の特例)による効果

幅広い権限と専門性の高い事務が、県から移譲されます。これまで、市が県へ要望、調整、または経由という形で処理してきた仕事について、市自らの責任に基づき、主体的、計画的かつ迅速な対応が可能となります。

県からの移譲事務については、14ページにも掲載しています。

### 区制の施行(行政組織上の特例)による効果

政令指定都市だけに適用される行政組織上の特例として、行政区、区選挙管理委員会の設置などがあります。

行政区の設置により、区役所を拠点として、地域の個性を活かしたまちづくりが進められるとともに、地域の実情に合った、きめ細かなサービスが実施できるようになります。

区制については、10～13ページにも掲載しています。

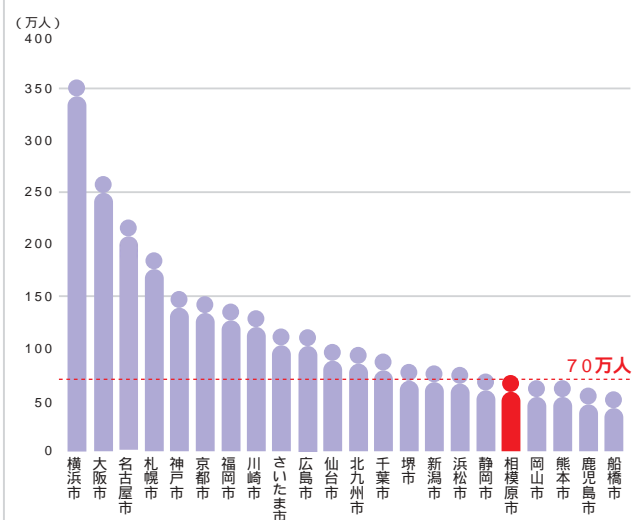
### 新たな財源等(財政上の特例)による効果

財政面でも、政令指定都市には中核市にない各種財源の移譲が行われます。これは、移譲事務や行政組織の変更などによる新たな財政需要の発生に対応するもので、これにより、財政基盤の拡大が図られ、大都市にふさわしい財政運営が可能となります。

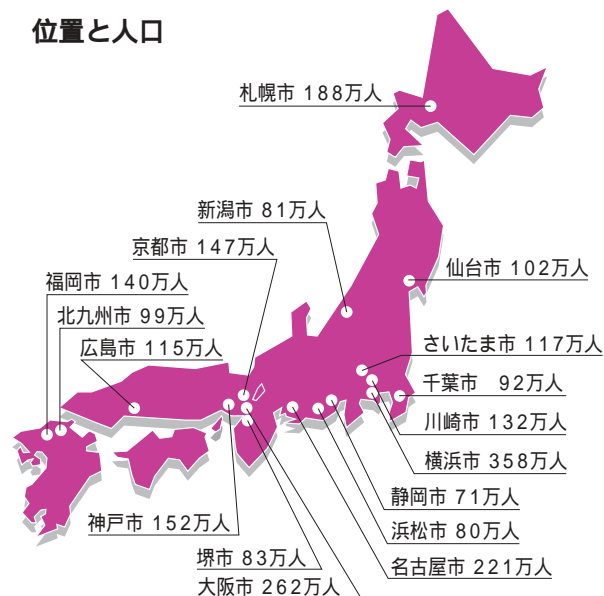
財政収支の見通しについては、14ページにも掲載しています。

## 全国の政令指定都市 (人口は17年国勢調査の数値)

### 人口ランキング (東京23区を除く)



### 位置と人口



## 都市の総合力アップで 人や企業に選ばれる都市づくり



本市の都市イメージについて、平成19年に行った市外在住者への調査結果によると、約4割の人が「印象はない」と回答しています。本市は、都市イメージが希薄で、知名度も不足している、というのが現状かもしれません。

しかし、政令指定都市に移行し、特例を活用する中で、先進的な施策を着実に展開していくことによって、中長期的には、都市としての総合力やイメージが高まり、また、マスメディア等を通じての情報発信力が増すという効果も相まって、人や企業に選ばれる魅力的な都市に成長することが期待されます。